

堺市がめざす 特別支援教育の姿

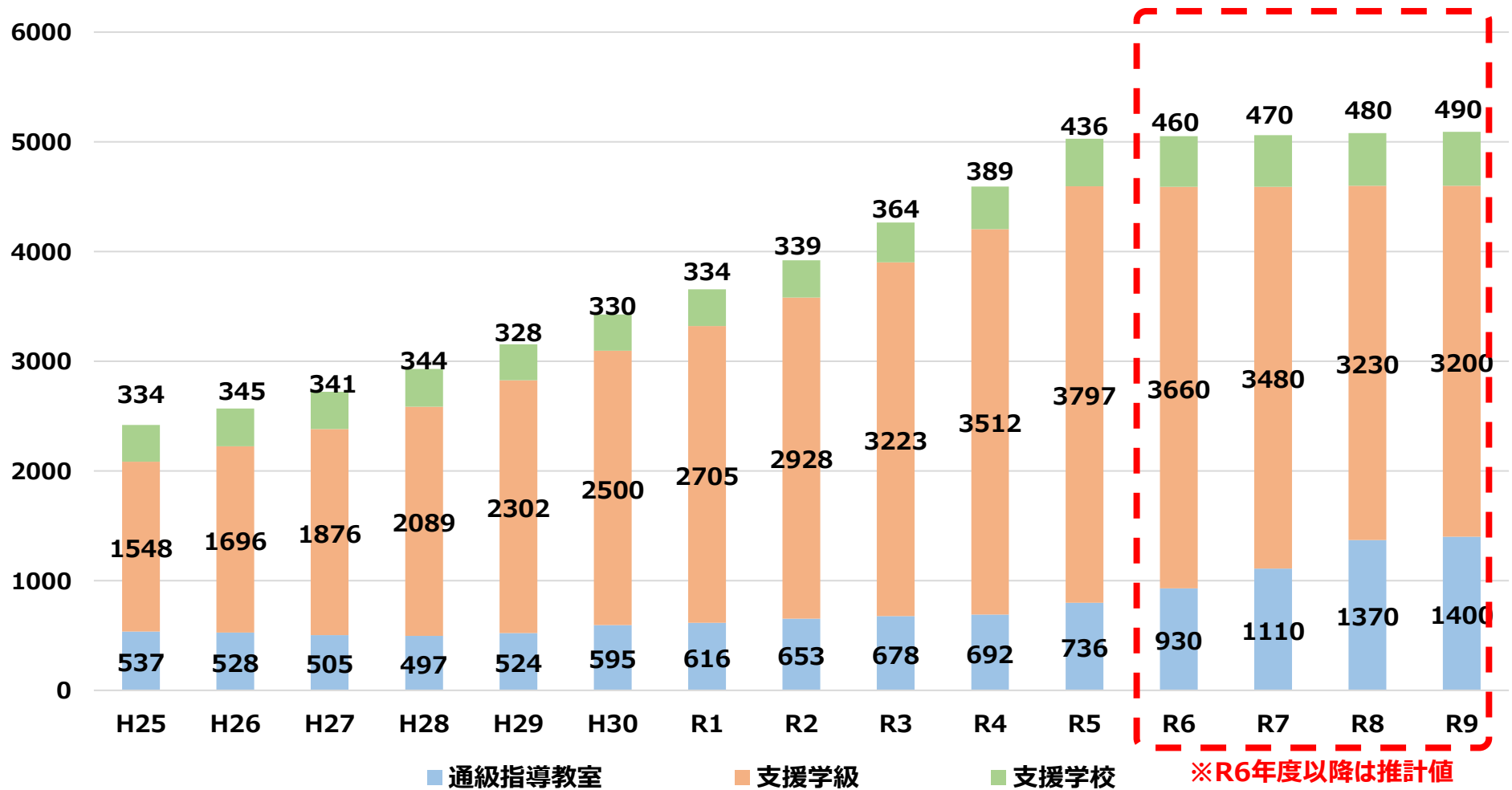
～すべての子どもによりよい学びをめざして～

- 少子化が進む一方で、特別な支援を要する子どもは全国的に増加傾向にあり、本市でも**通級指導教室**を利用している子ども、**支援学級、支援学校在籍の子どもは増加**し続けている。通常の学級での支援を含め、それぞれの子どもの学びや状況に応じた**多様な支援体制の確保**が喫緊の課題となっている。
- 国は、通級による指導の対象となる子どもが通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないとしており、**子どもの状況に応じた「学びの場」の見直し**が必要となっている。

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」
(令和4年4月27日 4文科初第375号 初等中等教育局長通知)

■本市における特別な支援を要する子どもの数の推移

単位 (人)



(令和5年5月1日時点)

種類	課題
支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・支援学校児童生徒数の増加に伴う教室数の確保 ・教室数の確保と並行した、よりよい教育環境の確保
支援学級	<ul style="list-style-type: none"> ・通級指導教室で対応可能な障害種別の児童生徒が支援学級に多数在籍していること等から、近年、支援学級数が増加傾向にあることへの対応 ※「通級指導教室で対応可能な障害種別」とは、吃音などの言語障害や、発達障害（自閉症・注意欠陥多動性障害、学習障害）、情緒障害等
通級指導教室	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校における通級指導教室の増加への対応（上記「支援学級」の取組等）
通常の学級	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級に在籍している、配慮を要する児童生徒への対応 ※通常の学級に在籍し、学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合：8.8%
特別支援教育 全体	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的には支援が必要な児童生徒数増加に伴う、教員の数と質の確保 ・中長期的には支援が必要な児童生徒数減少に向けた、教育水準の維持（教員確保） ・すべての教員における発達障害等の特性を踏まえた学校経営や授業の実施 ・学校群での取組やICTの特性を生かした効果的な活用

本市の目標（令和7年度末のめざす姿）

共生社会の一員として、「ともに認め合い、支える」ことができる子どもを育む

方策

- ① 計画的・継続的な「ともに学ぶ活動」の実践
- ② 教育的ニーズに応じた、「それぞれの学びの場」の円滑な接続
- ③ 障害の特性理解や教育的ニーズに応じた「合理的配慮」の提供

■ 設定する指標

指標	令和5年度 (現状)	令和7年度
「教員が特別支援教育について理解し、授業の中で児童生徒の特性に応じた指導上の工夫を実施している」と回答した学校の割合 <small>(全国学力・学習状況調査における「当てはまる」「どちらかと言えば、当てはまる」の割合)</small>	小93.5% 中93.0%	小98% 中98%
通級指導教室を設置し、本人の障害の状況やニーズ等の変化に基づき、校内体制の中で「学びの場の見直し」をした学校の割合 <small>(堺市教育委員会調べ)</small>	小70% 中70%	小100% 中100%
「これまでに受けた授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていた」と回答した児童生徒の割合 <small>(全国学力・学習状況調査における「当てはまる」「どちらかと言えば、当てはまる」の割合)</small>	小82.6% 中77.3%	小95% 中90%

- 1 それぞれの子どもの状況に応じた「学びの場」の見直し
- 2 就学前から卒業後までの切れめのない支援や関係部署との連携強化
- 3 教員の専門性の向上やICTを活用した効果的な実践

1 それぞれの子どもの状況に応じた「学びの場」の見直し

これまでの取組	<ul style="list-style-type: none">・就学相談の手引きに基づく就学相談、進学相談を実施している。・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成、それに基づく指導、支援を実施している。・特別支援教育支援員、支援教育サポーター、合理的配慮協力員等を配置している。
教育委員会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">・多様な「学びの場」として通級指導教室を増設する。・ユニバーサルデザインにおける取組の好事例を共有する。・支援学級や通級指導教室等の実践事例を共有する。
学校園が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">・より充実した教育相談を実施する。・特別支援教育担当と学校全教職員との連携を強化する。・通級指導教室担当教員と学級担任との綿密な連携を行う。・それぞれの子どもの状況に応じたユニバーサルデザイン化の理解を進め実践する。・子どもの状況から組織的に指導・支援するための個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成する。
期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・支援を必要とする子どもに対し、よりよい「学びの場」で、より効果的な指導、支援ができる。・全ての子どもにとって居心地の良い学習環境が整えられ、学習に対する意欲が高まる。

2 就学前から卒業後までの切れめのない支援や関係部署との連携強化

<p>これまでの取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前や就学に向けて、必要に応じた情報提供や教育相談を実施している。 ・高等学校や支援学校高等部等へ進路に関する情報提供を行っている。
<p>教育委員会が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前や就学・進学への取組として学校や本人・保護者に対する十分な情報提供や相談を実施する。 ・就学中に一貫した支援を行うための関係機関で共通理解を図る支援ツール「あい・ふあいる」の活用を推進する。 ・中学段階における進路指導やキャリア教育を推進する。 ・多様化している高等学校や支援学校高等部等との連携を強化する。
<p>学校園が取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就学・進学相談等における本人・保護者への十分な情報提供や丁寧な相談を実施する。 ・「あい・ふあいる」を効果的に活用する。 ・中学段階での生徒自身の長所や課題の理解に基づく進路指導やキャリア教育を実施する。
<p>期待される効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本人・保護者の教育的ニーズに応じた相談を行うことにより、子どもが生き生きと学び、自分の個性や能力を十分に発揮することができる。 ・早期からの進路指導、キャリア教育を実施することで、子どもにとって、将来のキャリア像がイメージでき、将来への見通しを持つことができる。

3 教員の専門性の向上やICTを活用した効果的な実践

これまでの取組

- ・担当者の指導力向上を目的とした集合研修を実施している。
- ・専門家による実践事例の共有化を目的とした研修を実施している。
- ・特別支援教育の授業実践に関するリーフレットを学校園に配布し周知している。

教育委員会が 取り組むこと

- ・よりよい校内支援体制の構築をめざした学校管理職研修を実施する。
- ・専門家派遣研修を実施し、通級指導教室担当教員同士のつながりや好事例を共有する。
- ・学校群をモデル校とした教育支援ソフトの活用と効果検証を行う。
- ・ICTを活用した授業の好事例やICT学びツールを共有する。

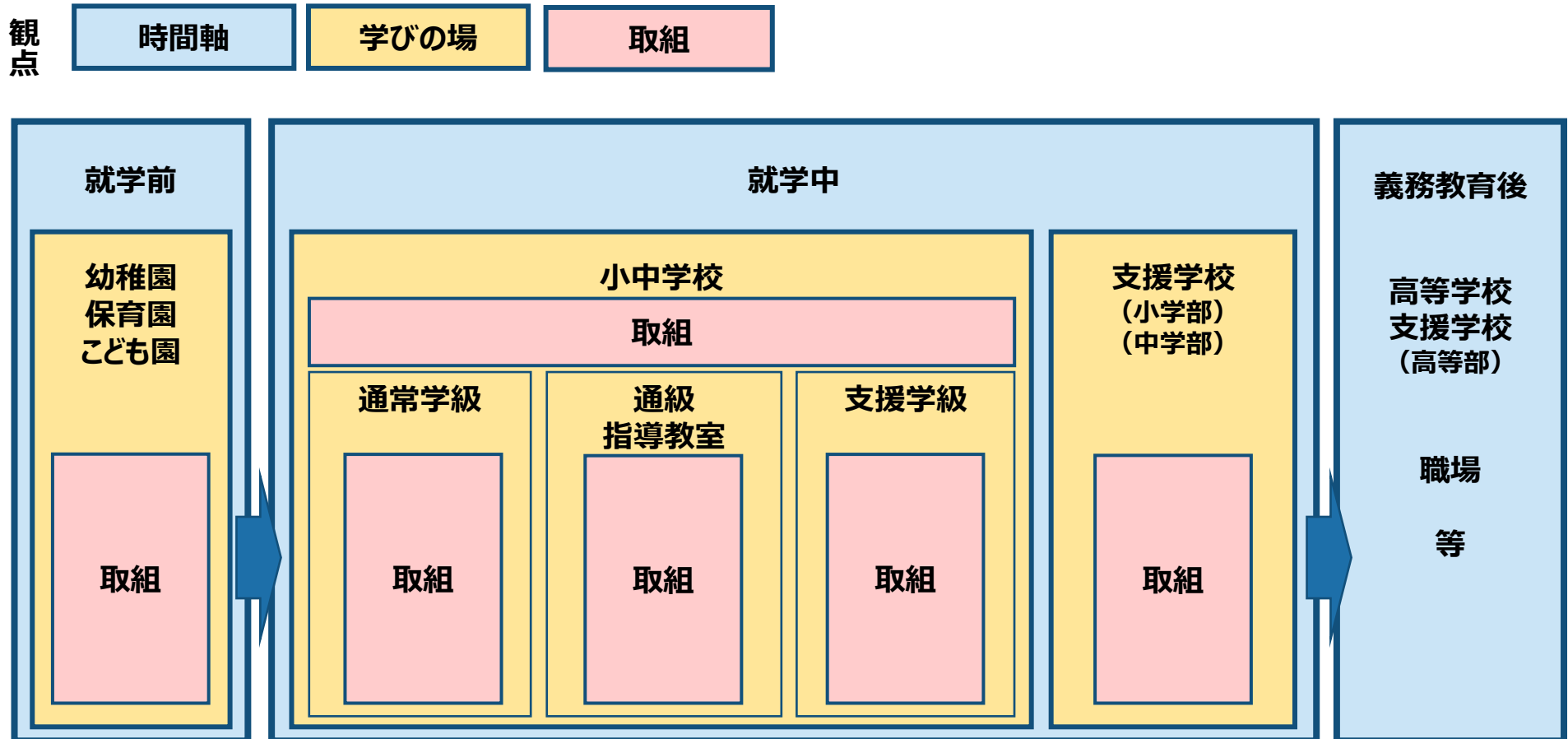
学校園が 取り組むこと

- ・管理職のマネジメントのもと、特別支援教育コーディネーターを軸とした組織的な校内支援体制を強化する。
- ・専門家派遣や研修等で共有した支援学級や通級指導教室における好事例を実践する。
- ・ICTを活用した教材、教具の積極的な利活用や取組事例を校内・学校間で共有する。

期待される効果

- ・管理職のリーダーシップによる校内支援体制の構築やICTの利活用が、教員の実践的、効果的な指導・支援につながり、それぞれの子どもに合った学習が可能となる。

■ 時間軸と学びの場による体系整理



子どものライフステージごと（就学前、就学中、義務教育後）に「学びの場」での取組を整理

就学前

1. 就学前における早期からの相談・支援

就学前における相談、切れめない支援

- 1 幼児期での就学に向けた取組や関係機関との連携

就学中

2. 小中学校や支援学校における子どもに応じた多様な学びの充実

確かな児童生徒の理解に基づく子どもへの指導、切れめない支援

- 1 小中学校での校内支援体制の整備・運用
- 2 通常の学級での学びの取組
- 3 通級指導教室での学びの取組
- 4 支援学級での学びの取組
- 5 支援学校での学びの取組

学びを支える教育環境の整備、活用

- 1 ICTの利活用による指導・支援の取組
- 2 多様な「学びの場」での教育環境の整備

就学中における切れめない支援

- 1 相談・支援の取組

3. 学校卒業後に向けた相談・支援の取組

高等学校、支援学校高等部等への切れめない支援、就労への接続

- 1 将来につながるキャリア教育、進路指導及び相談・支援の取組

支える力

4. 特別支援教育を担う教員の専門性の向上

小中学校や支援学校に関する専門性の向上

- 1 経験、校種に応じた研修や好事例の共有
- 2 教職員の採用、異動

就学前における相談、切れめない支援

1 幼児期での就学に向けた取組や関係機関との連携

障害のある子どもをもつ保護者の意識や教育的ニーズが多様化しているため、十分な情報提供や丁寧な相談を行うなど、早期からの支援を行う。

【就学前の取組】

- 保護者の不安や疑問に寄り添う子育て相談や発達相談の実施
(各就学前教育・保育施設への巡回相談、さかいっこひろば、4・5歳児発達相談等)
- 病気や障害を早期に発見し、必要な治療や療育につなげる定期健康診断の実施
(各区保健センター)
- 早期からの療育が可能な福祉型児童発達支援センター等による通所支援の実施
(もず園・つぼみ園)

【就学に向けた取組】

- 就学前の取組をふまえ、就学後の子どものよりよい「学びの場」や支援の方法を探る就学相談の実施
- 子どもの発達状況等を記載し、進学や進級時にも一貫した支援を受けるための「あい・ふあいる」の活用
【重点的に取り組む項目2】
- 入学前に小学校での活動を体験することで、安心して入学を迎えるようにするための、就学前5歳児との交流事業「ワクワクひろば」の実施
- 就学後の学校生活について見通しを持つための、就学支援情報「わくわくスタート堺っ子」の活用

確かな児童生徒の理解に基づく子どもへの指導、切れめない支援

1 小中学校での校内支援体制の整備・運用

障害の有無に関わらず、多様な子どもたちが関わり合う中で、ともに学び、ともに育つことを追求し、子どもの障害の状況や教育的ニーズ等に基づいた、多様な学びの場における指導支援を行う。

【校内支援体制の整備】

- より充実した教育相談の実施
- 特別支援教育担当と各学年のみならず学校全教職員との連携強化
- 学校全体でそれぞれの子どもの状況を適切に見立て、よりよい学びの場や支援の方法を議論する校内支援委員会の機能強化
- 子どもの状況の見立てや指導支援等について専門的な見地から学校へ助言する専門家（SC、SSW、支援学校センター的機能等）の活用

【校内支援体制の運用】

- それぞれの子どもの状況に応じて考える、ユニバーサルデザイン化への正しい理解促進
- 校内支援委員会や関係機関との連携窓口となる特別支援教育コーディネーターの育成、活用
- 子どもの状況を見立て、組織的、計画的に指導支援するための個別の教育支援計画、指導計画の作成

確かな児童生徒の理解にもとづく子どもへの指導、切れめない支援

2 通常の学級での学びの取組

障害の有無に関わらず、子どもたちの多様性を尊重し、関わりの中での学習を実施する。

- それぞれの子どもの状況に応じて考える、ユニバーサルデザイン化の実施
- 学び方が異なる子どもが学習に参加し、達成感を得られるようにするための合理的配慮の充実
- 子どもが様々な立場の人の多様な考え方や感じ方にふれ、自らの考えを深めるための障害理解学習の実施

3 通級指導教室での学びの取組

学習面や行動面等について、自分に合った学び方や周囲との関わり方を習得し、通常の学級で自ら実践できるような指導支援を行う。

- それぞれの子どもに適した個別の教育支援計画、指導計画の作成
- 通級指導教室担当教員と学級担任との綿密な連携
【重点的に取り組む項目1、2】
- それぞれの子どもの目標の達成に向けた、個別及び小集団における効果的な指導支援の実施

確かな児童生徒の理解にもとづく子どもへの指導、切れめない支援

4 支援学級での学びの取組

子どもの状況や多様な教育的ニーズに応じて、日常生活に関することや各教科の学習等について、小集団や個別の学習を行う。

- それぞれの子どもに適した個別の教育支援計画、指導計画の作成
- それぞれの子どもの実態や目標に応じ、学級集団のよさを生かした指導支援の充実
- 個別の指導計画に基づいた、通常の学級での交流及び共同学習の充実

5 支援学校での学びの取組

それぞれの子どもが社会的自立をめざすために、教育的ニーズに応じた集団や個別の学習を行う。

- 学校全体でそれぞれの子どもにとってよりよい学びの場や支援となるよう、学校全体でその方法を議論する
校内支援委員会の実施
- 特別支援教育コーディネーターを活用することで、地域の関係機関との連携も含む専門性を生かした校内支援の実施
- それぞれの子どもが社会的自立をめざした、個別の指導計画に基づく集団と個別の学習の実施
- 障害の有無に関わらず、多様な子どもたちが関わる機会としての、近隣校や居住地校区の学校との交流の実施

学びを支える教育環境の整備、活用

1 ICTの利活用による指導・支援の取組

ICTを積極的に利活用し、障害のある子どもの多様な学び方に沿った「個別最適な学び」や「協働的な学び」を推進する。

- ICTを活用した授業の好事例やICT学びツールの共有
- それぞれの子どもに応じたよりよい学習効果を得るための、ICTを活用した教材、教具の積極的な利活用 【重点的に取り組む項目3】
- ICTを活用した取組事例の校内・学校間共有の実施 【新規】 【重点的に取り組む項目3】
- 子どもの適切な指導支援を探るための学校群をモデル校とした教育支援ソフトの活用 【重点的に取り組む項目3】

2 多様な「学びの場」での教育環境の整備

多様な「学びの場」において教育環境を整備し、子どもへの指導や支援を充実させる。

- 多様な「学びの場」として通級指導教室の増設置 【重点的に取り組む項目1】
- 支援学校に在籍する子どもたちの増加への対応
- 支援学級や支援学校において、子どもたちが安全安心に過ごすための施設改修の実施
- 教員のほか子どもの合理的配慮や学習上のサポート等を行う多様な支援員やサポーターの配置

就学中における切れめない支援

1 関係機関と連携した相談・支援の取組

関係機関と連携することで教員の子どもへの理解を深め、切れめのない多方面かつ一貫した支援を行う。

- 就学中に一貫した支援を行うために、関係機関で共通理解を図る支援ツール「あい・ふあいる」の活用
【重点的に取り組む項目2】
- 視覚障害教育や聴覚障害教育等に対する専門的な助言を受けるための府立支援学校との連携
- 保護者や子どもが困った際に気軽に頼ることのできる関係機関での相談・支援
(障害児療育支援事業「あい・すてーしょん」、発達障害者支援センター等)

高等学校、支援学校高等部への切れめない支援、就労への接続

1 将来につながるキャリア教育、進路指導および相談・支援の取組

進路や職業について多様な選択肢の中から決定し、また健康で生きがいのある生活を追及するために、それぞれのライフステージにおいて相談や支援を受けられるための情報提供を行う。

- 子どもが中学校での生活を通して気づいた自身の長所や課題を教員が十分に理解し、その理解にもとづく就学後を見据えた進路指導やキャリア教育の実施
- 子どもの将来に向けた義務教育期における支援のあり方について情報共有し、実践につなげるため、高等学校や支援学校高等部等との連携強化 【重点的に取り組む項目2】

小中学校や支援学校に関する専門性の向上

1 経験、校種に応じた研修や好事例の共有

充実した研修を受講することで教員それぞれが専門性を高め、また教員間のつながりを通じて各校で実施される好事例を共有することができる充実した体制を構築する。

【専門性の向上に向けた研修】

- よりよい校内体制の構築をめざした学校管理職研修の実施
- 役割に応じた専門性を高めるための教員研修の実施
(特別支援教育コーディネーター、支援学級担任、通級指導教室担当教員、通常の学級担任、講師等)
- 特別支援教育に携わった経験の浅い教員や講師の専門性を向上させることができる研修の実施
(新任支援担研修)
- それぞれの子どもに応じた見立てや指導力を高める発達障害児の専門家による学校派遣研修の実施
- 特別支援学校教諭二種免許状の取得を目的とする免許法認定講習の受講促進

【教員同士のつながり、好事例の共有】

- 園と小学校の教員が子どもの様子の情報交換等を通してつながりをつくる幼保小合同研修の実施
- 初等教育研究会や中学校教育研究会と連携した支援学級や通級指導教室等の実践事例の共有
- 通級指導教室の専門家による学校派遣研修を通じた通級指導教室担当教員同士のつながりや好事例の共有
- 経験の浅い教員の資質向上のため、実践事例を自ら学ぶことや教材を活用することができる環境の整備

小中学校や支援学校に関する専門性の向上

2 専門性を有する教職員の採用、異動

特別支援教育に対する高い専門性を有し、意欲ある教職員を積極的に採用することで、全市的な特別支援教育体制を充実させる。

- 特別支援教育の専門性を有する人材を確保するための「特別支援学校小学部」枠の新設
- 小中学校と支援学校における校種間人事異動の実施

特別支援教育とは、**障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援**するという視点に立ち、**それぞれの教育的ニーズを把握**し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。

種類	概要・役割
支援学校	障害のある幼児児童生徒に対して、「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すこと」、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること」を目的とする学校。
支援学級	小・中学校に設置されている障害のある児童生徒を対象とした少人数の学級。自立活動や各教科等を合わせた指導など、障害による学習や生活の困難を克服するための特別の指導を、児童生徒のニーズに応じて行う特別の場。
通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍する、障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業（主として各教科などの指導）を通常の学級で行いながら、障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う。 ○種別・・・言語障害、弱視、難聴、自閉症・情緒障害、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等 ○時数・・・週あたり1～8時間
院内学級	長期間入院している児童生徒が治療を受けながら通えるように、病院内に設けられた学級。 ○種別・・・病弱・身体虚弱

視覚障害

視機能（視力、視野、色覚など）が永続的に低下することより、学習や生活に困難がある状態

聴覚障害

身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態

知的障害

同年齢の子どもと比べ、認知や言語などに関わる**知的機能の発達に遅れ**があり、他人との意思の交換等についての**適応能力も不十分**であり、特別な支援や配慮が必要な状態

肢体不自由

身体の動きに関する**器官**が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態

病弱・身体虚弱

心身が**病気のため弱っている**状態や、病気ではないが**身体が不調な状態**が続く、病気にかかりやすいといった状態

言語障害

発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況。また、そのため本人が引け目を感じるなど、社会生活上不都合な状態

情緒障害

周囲の環境から受ける**ストレス**により、場面によって話ができないなど、自分の意思ではコントロールできない心身の状態が継続し、学習や生活に困難がある状態

発達障害

自閉症

①他者との**社会的関係の形成の困難さ**、②**言葉の発達の遅れ**、③**興味や関心が狭く特定のものにこだわる**という特徴があり、これらにより、学習上及び生活上、様々な困難に直面している状態

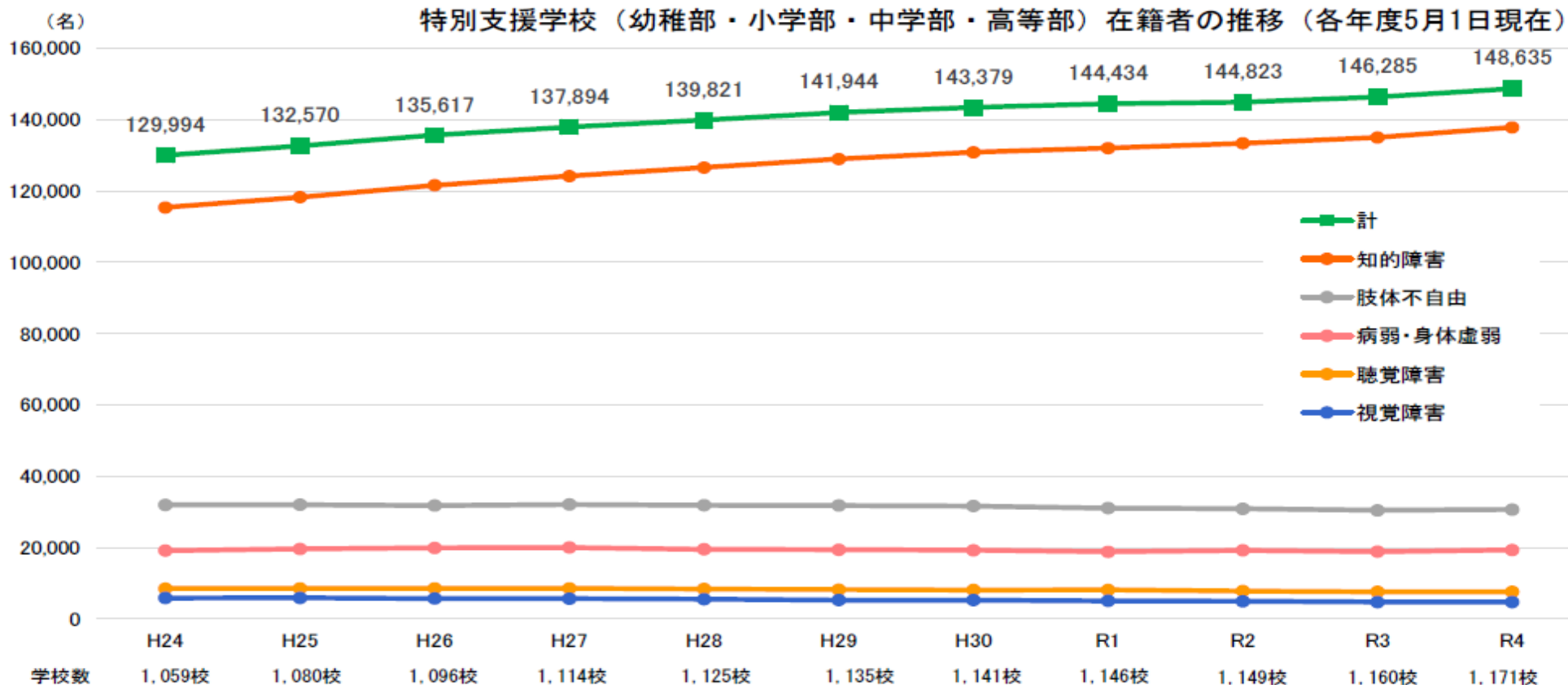
学習障害（LD）

全般的に知的発達に遅れはないが、**聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する**といった学習に必要な基礎的な能力のうち、特定のものの**習得と使用に著しい困難**に直面している状態

注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に**不釣り合いな注意力、多動性又は衝動性**により、生活上、様々な困難に直面している状態

※複数の障害を有する場合もある。



【令和4年度の状況】

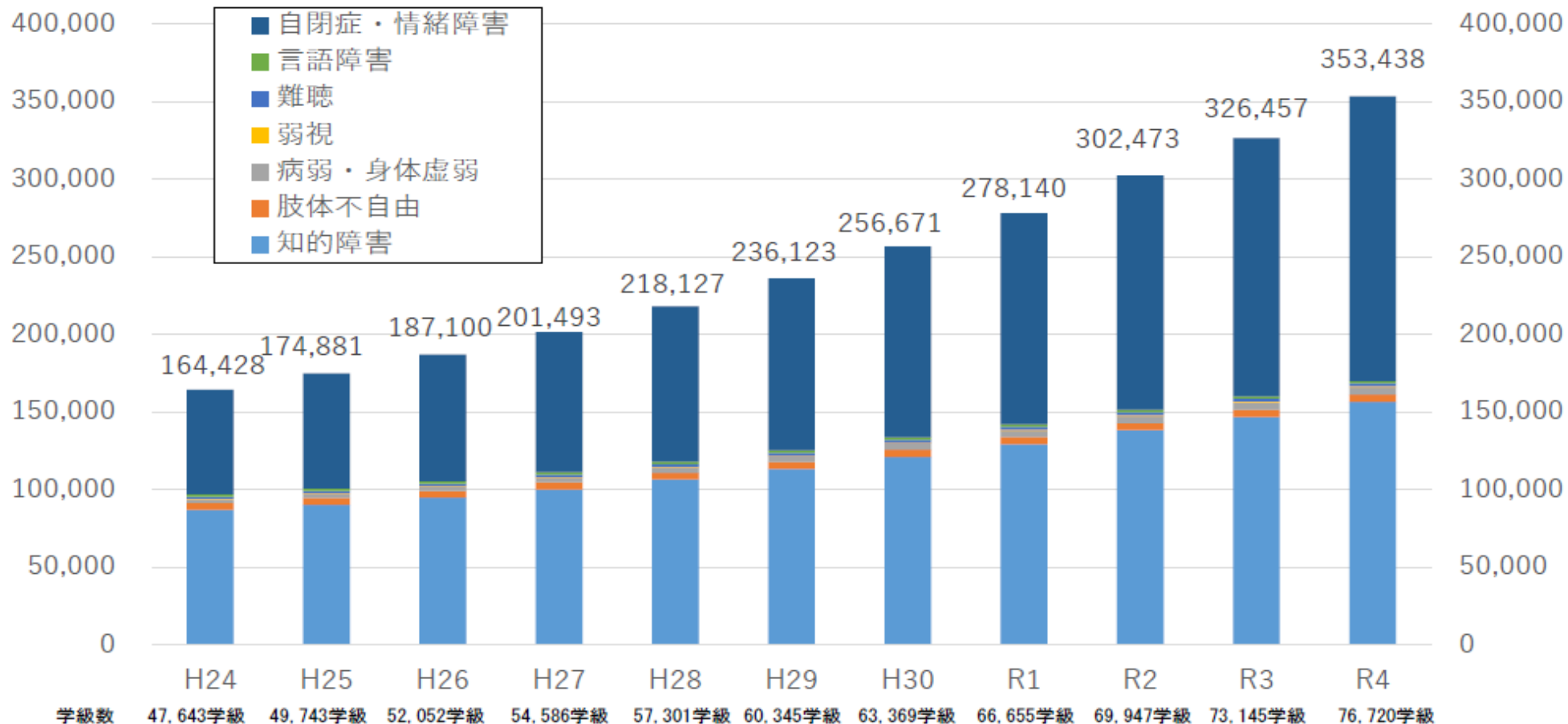
	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	118	814	357	153	1,524
在籍者数	4,764	7,623	137,801	30,705	19,360	200,253
学級数	2,049	2,768	32,601	12,196	7,695	57,309

（出典）学校基本調査

※上記表は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

児童生徒数・学級数と障害種別の割合 (全国)

特別支援学級在籍者数の推移 (各年度5月1日現在)

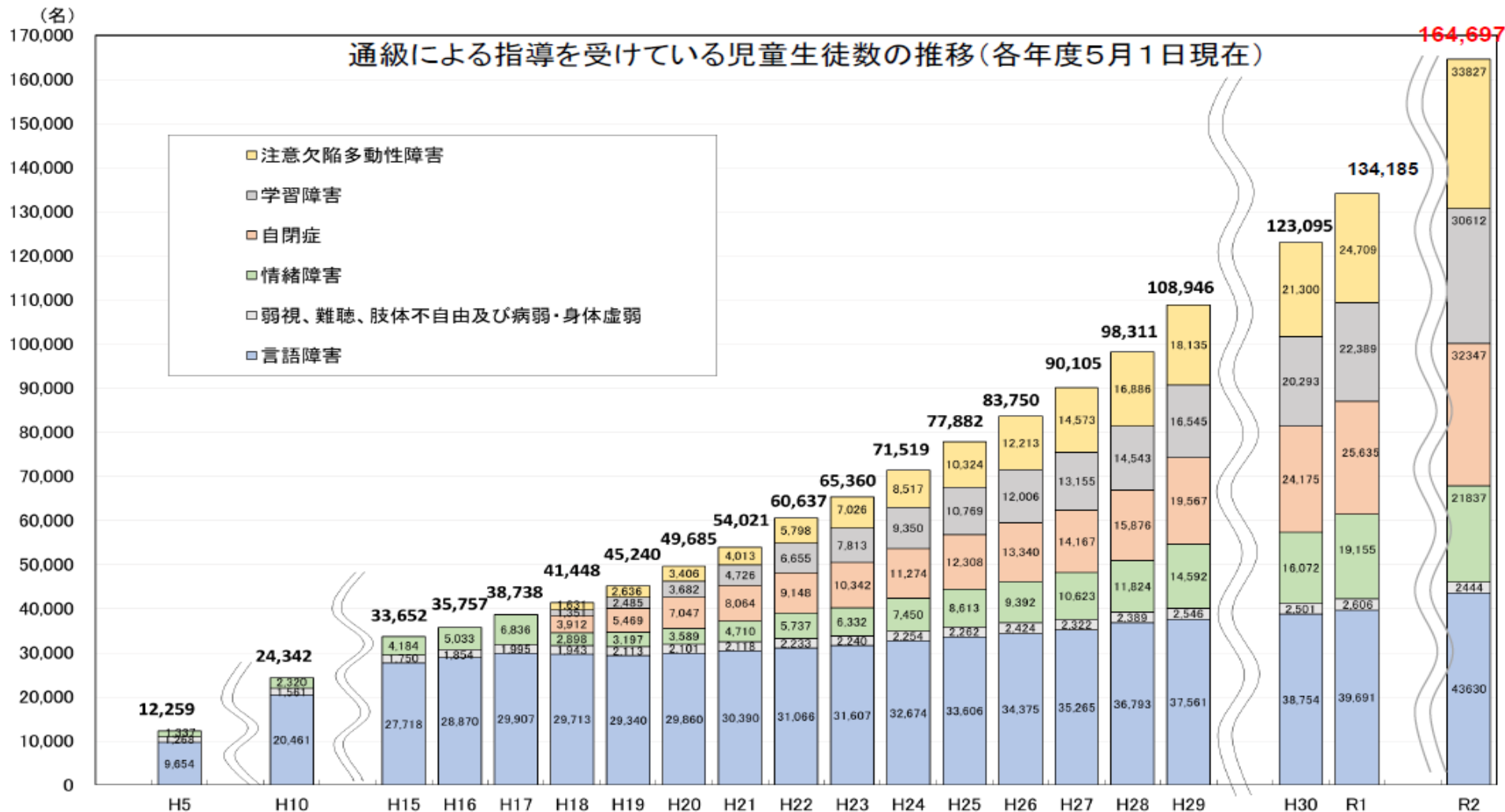


【令和4年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	32,432	3,159	2,968	558	1,401	687	35,515	76,720
在籍者数	156,661	4,539	4,706	638	1,945	1,331	183,618	353,438

(出典)学校基本調査

通級による指導を受けている児童生徒数の推移 (全国)



(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※令和2年度のみ令和3年3月31日を基準とし令和2年度中に通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

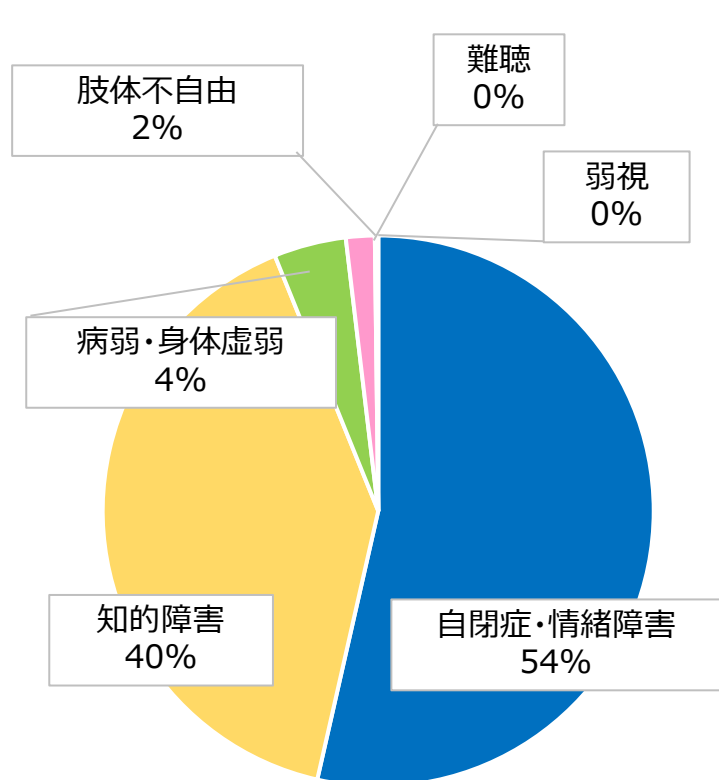
※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示（平成17年度主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応）。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

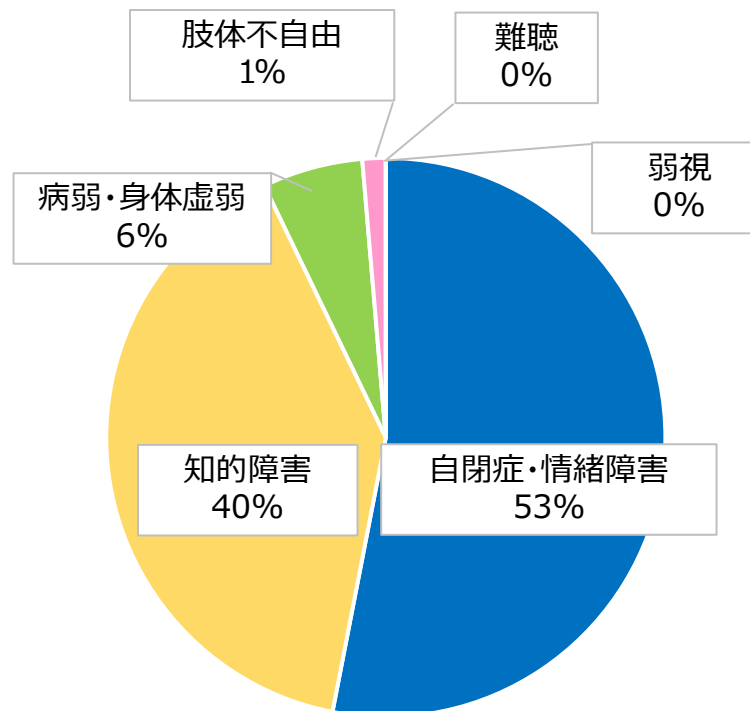
※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

【小学校】



【中学校】



- 自閉症・情緒障害
- 知的障害
- 病弱・身体虚弱
- 肢体不自由
- 難聴
- 弱視

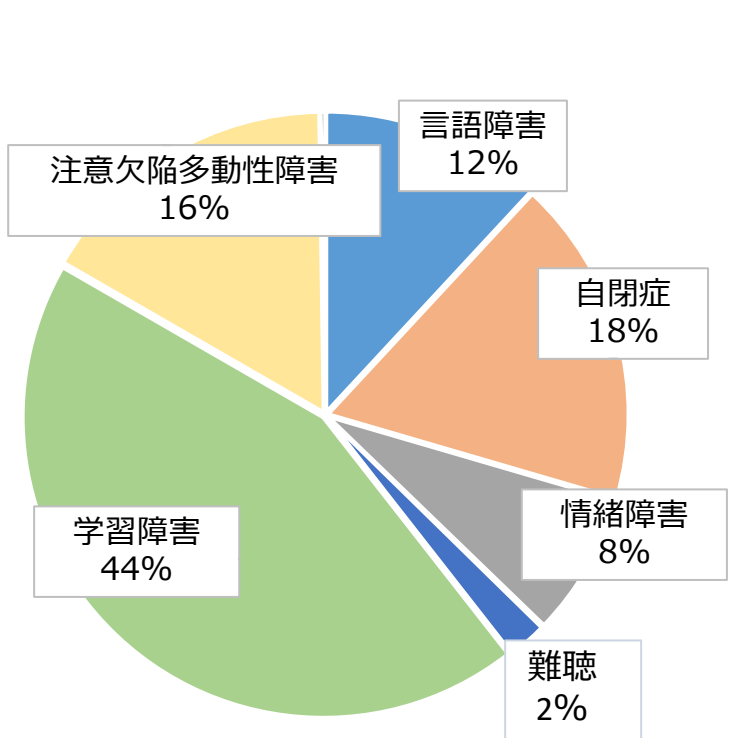
(令和4年5月1日時点)

支援学級に在籍する児童生徒を障害種別で見ると、小学校、中学校ともに、「自閉症・情緒障害」が最も多く、続いて「知的障害」が続き、2つの分類で全体の9割程度を占めている。

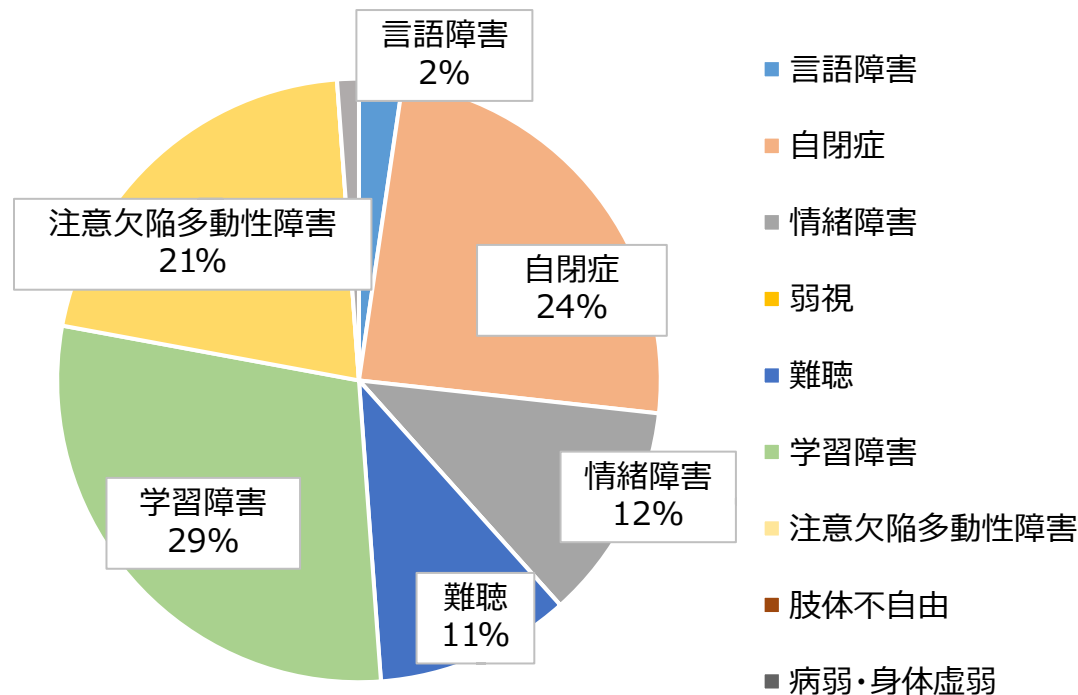
(参考) 全国→ 自閉症・情緒障害：51% 知的障害：45% (令和3年5月1日時点)

※全国的にも平成30年度を境に「自閉症・情緒障害」が「知的障害」を上回っている。

【小学校】



【中学校】



(令和4年3月31日時点)

通級指導教室に在籍する児童生徒を障害種別で見ると、小学校、中学校ともに、学習障害が多く、次いで自閉症、注意欠陥多動性障害と続く。

(参考) 全国の状況 (令和2年5月1日時点)

①言語障害：26%、②注意欠陥多動性障害：21%、③自閉症：20%、④学習障害：19%

※なお、全国的に学習障害、注意欠陥多動性障害は、令和2年と令和元年の5月1日時点と比較して急増(1.3~1.4倍)している。

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について

(令和4年4月27日 4文科初第375号 初等中等教育局長通知)

通級による指導の対象となる児童生徒について、その児童生徒が通学する小・中学校等に通級による指導の場を設けることが容易ではない場合に、**安易に特別支援学級を開設することは適切とは言えないこと。**

児童生徒が在籍する小・中学校等で専門性の高い通級による指導を受けられるよう、**自校通級や巡回指導を一層推進**することが望ましいこと。

通級による指導の充実に関しては、他校通級に係る児童生徒の移動にかかる時間や保護者の送迎の負担等を含め、**今後文部科学省**において、関係者の意見を聴取するなどして、**より教育的な効果の高い運用の在り方について検討を行う**予定であること。

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について

(令和5年3月13日 4文科初第2441号 初等中等教育局長通知)

校長のリーダーシップの下、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を適切に把握し、適切な指導や必要な支援を組織的に行うための校内支援体制を充実させること。

児童生徒が慣れた環境で安心して通級による指導を受けられるように**自校通級や巡回指導をはじめとする通級による指導を充実**させること。

通級による指導を担当する教師等の専門性の向上を図ること。

高等学校における通級による指導の実施体制を充実させること。

特別支援教育に関する専門的な知見や経験等を有する**特別支援学校における小中高等学校等への指導助言等のセンター的機能を充実**させること。

よりインクルーシブで多様な教育的ニーズに柔軟に対応するため、**特別支援学校を含めた2校以上の学校を一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを創設**すること